

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:昭和中村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	昭和中村給与生活者及び自営業者等 住宅建設資金補助金	本村内に住宅を新築(新築された住宅で、まだ居住の用に供されたこと のないものを購入した場合を含む。)する場合で、延床面積が200㎡以 下の専用住宅。(当該固定資産税評価額の1.12パーセントの割合で算 出した額)	給与生活者及び自営業者等が本村に居住又は本村に居住しよ うとする住宅を建設。(当該補助事業1回限り)	10万円(予算の範 囲内)	—	—	建設翌年の4 月1日から3ヶ 月以内	—	税務課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/</a>	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	昭和中村定住に伴う新築住宅建設補 助金	本村内に定住することを目的として新築住宅(家族との同居を目的として 新たに建設された住宅であり、まだ人が居住したことがないので、引き 渡しを受けた日から1年以内のものをいう。ただし、総床面積が50㎡以上 200㎡未満のものに限る)を建設する者。	①世帯責任者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。 ②H31.4.1以降に新築住宅の引き渡しを受け、10年以上定住 することを誓約した者。 ③引き渡しを受けた日において、世帯責任者が45歳以下である こと。	村内業者が施工 100万円 村外業者が施工 80万円	—	—	引き渡しを受け た日から1年以 内	—	建設課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1331-29.html">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1331-29.html</a>	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	昭和中村重度身体障害者等住宅改造 費補助金	補助対象者が居住する住宅の浴室、便所、玄関、台所及びその他村長 が特に必要と認める部分の改造とする。	身障手帳保持者又はその者と同一の世帯で次の条件を満た す。 ①下肢1、2級②体幹1、2級③下肢、 体幹の重複で1、2級④視覚1級⑤上肢1、2級 ※前年の所得税年額120,000円以下の世帯に属する者。	対象経費の5/6 1世帯 上限60万 円	—	—	施工前協議を 経て申請	—	保健福祉課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	昭和中村住宅用太陽光発電システム 設置補助金	住宅の太陽光発電システムの設置	・村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システ ムであること。 ・発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、第8条に定 める実績報告書を提出できること。 ・世帯の全員が村税等を滞納していないこと	1キロワット当たり 25,000円 上限10万円	—	—	工事着手前	予算の範囲内	産業課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1340-29.html">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1340-29.html</a>	
生ごみ処理機設置費	助成	昭和中村生ごみ処理機等購入補助金	・電気式処理機 ・コンポスト及びEM容器	村内に住所を有し、住所地で使用する場合	購入費の1/2 上限2万円	—	—	購入後2ヶ月 以内	予算の範囲内	産業課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/gomi/2017-0224-1612-29.html">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/gomi/2017-0224-1612-29.html</a>	
耐震診断費	助成	昭和中村木造住宅耐震診断者派遣事 業	昭和中56年5月31日以前に着工した木造在来軸組工法で建築された平 屋又は2階建かつ一戸建住宅又は併用住宅(1/2以上が住宅である 建物)	・対象住宅を村内に所有し、当該住宅に居住している者(た だし、貸家を除く) ・村税や村の公共料金を滞納していない者	戸当たり3万円	—	—	4月～3月	予算の範囲内	建設課	0278-24-5111	<a href="http://www.vill.showa.gun.nagano.jp">http://www.vill.showa.gun.nagano.jp</a>	
その他	助成	昭和中村住宅リフォーム補助金	補助対象者が、村内業者によって個人住宅のリフォーム工事をし、その 工事費が20万円以上要した場合	・昭和中村に住民登録(外国人登録を含む。)があり、対象住宅を 所有していること。 ・住宅の所有者及び全世帯員に村税及び使用料等の延滞がない こと。 ・当該リフォーム工事について、本村の他の制度による助成金等 の交付を受けないこと。	20万円	—	—	リフォーム工事 着手前	—	建設課	0278-24-5111	<a href="https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1336-29.html">https://www.vill.showa.gun.nagano.jp/kurashi/kurashi/hoyokin/2017-0224-1336-29.html</a>	